

武德編年集成

自八拾五
至八拾七

庫文閣内			
五 〇 函	150	和	書
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 8641
冊數	31 (29)
函號	150 3



Faint handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The characters are difficult to decipher due to fading and the texture of the paper.

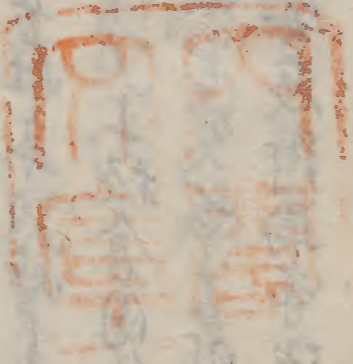
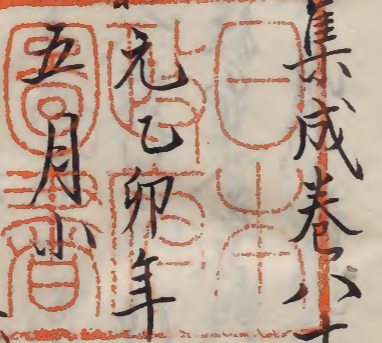
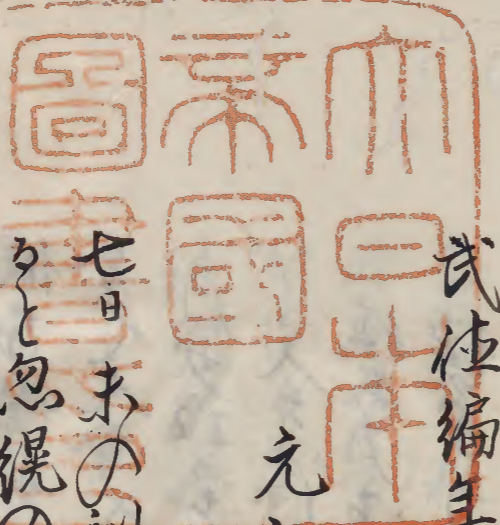
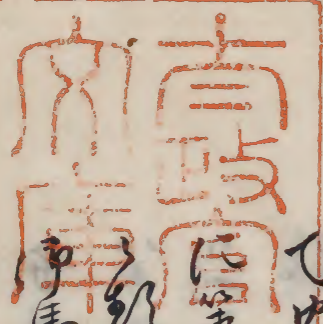
Blank page with visible paper texture and some minor stains or foxing.

武佐編年集成卷之十五

元和元乙卯年

五月十四日

七日未の刻許より越前のもろり火を被す
りと忽纒の士石川佐左衛門小栗治房の馬揚枝を以
て忠立唯今城と宗取火を奈る旨書記汗馬
に東打河小陣と馳進る。神君茶磨山へ赴る
途申申一宵と就く傍み端詠す。神君
汗馬の側とくはく毒田よ汗馬の上ゆふ人若
ま勘祭を詠く逐電一何方ふまうと思ふゆふ



於方客仕す日事を憂ふ不便ありといふも天下
今日の軍少拉城と云取し浪進す日事あるれ
は之罪と先す旨 仰と奉り五人お謝して飯を
二二町をといて小家十軒許りあるに南へ火焼十
放しわりの音聞るも首人外世無人馬を
彼家係ゆ絶せりまき刀を抜て肉は入んれも
首人かく時よ 神君河國を奉り是を感せ
られ少拉る者もの玉を見え吾仕年の時より智
し入る所のゆゆ由 伊自讚の上板倉内宿に
台座の河旗中へきし居城と云せし時よ
台座よりといひ部の河使安友對馬守馳来り

道路も板倉より遠敷に 神君茶磨山より四又
町の方までいしせり時中丸少南へ烟を捲り
大隅より大隅へ放火や折節小が大隅より三平池まで
神君彼煙を見よと 仰りよ三平池に火止せり
事と云へしは群臣は是は奇怪の詞也と尋るは
九 神君は汝秀頼へ筋目いれは最の一云ありと
却り 伊蔵河り 辰もくを中三平八律
の志解りといひしり
ゆき系磨山は水色の旗懸るは中多正信
も安たりといえゆいとと因の中を急よ河馬を
めし急河の旗末と山より款群り居るは尾張
遠江安冬識子く彼を押詰られは款を討捕り

言の旨仰き元より松宣の類より旣と元浪
 て流軍ふまの波とまわらぬの湯と後藤兼
 て馬上より水とまわらぬの浦長門の郡時時
 人松本流と称する柄抄の湯水と汲ん
 なるを州の國附也彼松下に大須賀國丸を
 幼年としも祖父を存す原を以て横原の鬼
 武者と稱せしむ一統玄尚存一松平玄義既清
 昌中も休言の武切の士生妙光と田畑の厭を
 柳に捕して茶磨山の下に押着り時時中陣より
 女友帯刀を次地来り松宣の女向く敵既敗亡す
 面白き事やゆ漏るせむの妙言不斜山上の女

着清河の河野對松流魚と遠くは是即安立まね
 りむの帯刀も馬くく山に傳れる時城の天守た
 上と具んと流人山と傳へるとすも板倉内伝西を
 昌金の拍半月の標志鏡かゆ竹杖あり致さ下
 次折柄あり帯刀大音あり常陸介松宣のありと稱
 し先ハを昌流流せり代へて女を識 神君は流
 那河の松中松宣のハ河野年加彼發と 神君梅
 てを流し今日汝等女軍城あり河野妙言の旨
 河野河の松中松宣のハ河野年加彼發と
 多し詮あり道中刻と迂一戦に喰らひて
 念を松の旨宣ふ松平玄義の女今もふ念を

此も河内年如れ世後幾代と我に遭せし
る爲しと魁の事亦却て白眼せしむる怨
う十四歳の時、又河内へまゝ頻りに泣き泣き
外愛に堪へず 神君法感涙と僅多し先降り
所へ来て落城と昔年水野日向の英傑
右と終て彼等の仕擧激烈と感嘆す干時
去年のふたはせもいふ余と家退去し
徳軍皆世念を請りて一途浪陣と没し
か多忠徳の長子貞徳と忠政の嫡子平八郎忠烈
後仁中
務太補 壯勇めし行方なき歎ありて最初より首級
と糸磨山と持来り河内を家流を才僅西

めく敵ふ河内白糸の程朱に滞り歎木村一右衛門
秀重の首を掲げし是を然すの怨 神君汝世
の家名と強ひても切めし切名実小英雄の
怨何の性昔勇將の徳名を冒し祿すもいふ
時より赤巻と稱し入るべきを善し 神君赤巻は正
夫ありけの存すすいふと仰せし徳西八郎
為朝徳と多敷経賢力拔群を譽る後世は傳
稱し美むは是れ由と述る傳之又名を能く
と稱し殊に渠の偉も家名志の字と記す
思代の勲功を字に懐く事と撰り渠の
偉とすいふと林道春の 命せしむる及義烈忠

と稱す（きの音と違）候小岡は是を他兵次
訪部定守居定者何作す 命亦曰凡旌旗の軍
旅の眼目なり今も徳坂在田等倡本陣よめて
進むよりとゆは途を回し是軍旅不進練の
なり若くは水次河池も能む時一則一の旗と東
の房も建て二の旗を巻て西の房に到り則し是を
建立て東房の旗を巻て是の時ハ流勢迷事か
し先加突たり汝を突れ日一の闘は是と如斯
法能知んと欲し汝を以て今日の旗と云ふは
ろし云岡志方に定者武功を誇りし稱す
哉前少将右重将左茶磨山も到り相稱せし

神君彼をとも思ひ今日款城の一書茶磨山の
即り伊秘苑の伊孫の由稱譽しある富山我妻入
た入者冬向す忍渠の字を執せむし又傍ありと
宣ふ是ハ謙信の孫子勇統の生にけり 神君の
伊首も存しハ突ヶ原は勝利の上又唯今の火
捷を伊自談せしる所あり

台往云長山より茶磨山へ渡流 神君流布れを
立せりし思ふもの法勝利能く由 伊従の由
年伊初在也依る存分の勝利近習の恙士もに
色軍とも何し存の由伊意何しハ教を
せし日既も及せんともある長山へ流流河も

因由を記すに及ぶるべきの旨 神君の御事にてあり
 傳法を記し法より其級を然る中にも伊勢
 伊勢守康紀なる先次守神利整捕下の首
 を執りて于時年歌を尋せし十六歳の由云々
 を時汝が祖父次守康を越川の城を予る時
 刻十六歳にして初陣を切首せしを切首なる旨
 命あり年月六月伊勢守に守 栲田甚左衛門 尹松何
 して法に法年の軍切首執成り及し或は失礼ゆれ
 は是と制す斯る申すも 神君哀憐たりと母
 為御座るに云々の平野の疎屋へ法使と云つり一族
 く省痛く大底療治せしと云々 命せし敷官

かの
 保り

医属の事 云々 十九日死す

友井の松平山城守忠國 栲井の松平あき君忠吉
 等も自己の功名を記して 法威を記す
 越後少将忠輝朝臣兼向守の中多正紙披露
 すと云々も 神君侍を法記ゆりて法詞外へ上
 所介類りみ忠輝に法記せしと云々も時上総
 介今右衛門とて名を記し計りし由云々 栲井
 水島能小堀の方へ落人見ゆる間責忠輝の士卒
 を奪ひ乱妨ありしを致すとの由命ゆり上野介
 曰忠輝を尋く傳法へ致しむ失火の候急
 く教令ゆりし旨を述るゆ忠輝被流す空

〜退きしる善〜世類八 神君庶子の御
中も越後の大國を鎮〜多勢也 別荘の御
りし法家門中抽て天晴今夜八塵哉の切とさ
んと世も慕すの如き道〜路も血を流すは〜汚名
を代も貶る事 神君の法續し不斜と云云
或日尚も秀形方織田より水信重抄云と
纏の城内へ引取ると 神君は云と 台
所より世類は及ひぬ 振也云と八執事
と侍へ尋むる村田権左衛門是ハ武光武
部也と云と 神君曰吾未白修の
旅あり織田家始之〜汝は織田に從

敵の外族ありて筑城勿論ありと云と
お非は是と云ぬん由と述へ携へ来り
旨申渡西依り村田は〜岡も水信重
則上意と傳へ茶麿山へ石連来り

台類不謂しむと云云

毛利秀元移法院日暮若形〜亦と誇り
仙波と後之地に於て敗る三百餘を新獲す
加友右馬介嘉治子武部少補領地福州松山より
大坂へ渡ぬ〜今後に向んとす時は五月雨也神
崎川水増へ涉り難く擬議すり是ハ城中也烟突
るは身と稱へ汝んとすも依り信長川木を為

黒川を流る河水上馬を乗入る。水漲りて押流さ
れ道に致す斯く馬矢を纏んで激水を渡り
去る百九人と討捕と云云

か多佐渡守父あり兼て城内の南に在る中川
邊の村井村に居り堀内を以て氏久の方へ
藩城の節ハ秀頼の心算中を落し
大沼あり歎たる罪をゆり
の旨と告ぐるゆへに凡火度
中を負ひおれハ刑終りの局を
次速見甲斐守を押し
不可あり兼中何んと
大沼あり秀頼忠助命の

事を歎き玉ひきりて
南に流る石垣を信じて
崎也羽守成心申向く
大樹の娘おれを
お坂崎大守歎ん
鷹の居花お生と携へ
家人お救へて色く
或曰浅井石見
妻も兼中
信守女あり
預々妹

或曰浅井石見の娘田舎に
妻も兼中おれを死を道
信守女ありを史改
預々妹 養場局ハ淀殿と死を共

と城中に残ると云云

是より坂崎の系麿山 神君の河津所由を以て
つゞくは新首二級を以て名由物格騎士を人
と携ふ既小河馬強の色くまるとりりり
くろを河前ゆきとす志と述る大平角命
之新將士法お撲の志名見の族三四人立向ひ
実小れを背よりと答められハ忽ち立ととす
の惣先と向ひて是と掲げをさるるハ尚又
此の族頻りお制するゆへ面目なきハ時先首
と然く退て又長山お部く
お城お火移れを以て殿秀頼とて天守お登り

生害何人と宣ふ大野速人等大敗の後援云
来り宗運の例を以てしもつて是を制し
ゆ爰お終て母子おまに山里の常曲編殿
お遠くく回縁を免ゆ彼郭の救倉よ赴て
今まに逃逐せし者五六百人ありハ急離散し
僅ち二十餘車場子六七人とれぬ彼倉廩又入獲
せし事

為る者大野の使節米村権左衛門系麿山お伺
く大坂譜代新系の健士皆命を預け秀頼を
母堂山里常曲編の救倉よ去り倉庫中ハ先逃
長山へ退去しお此期よ及て以て殿秀頼の

命を宥めおりに澄理を速見等自殺せしめんの
旨と云上は此部云 神志流高聞水乃如原
容何しと云も將軍家の 旨と云尚亦沙摩河
之きの旨也此れも其旨小乃如米村と後
及左三郎光次は取付せし丹伊並存云と後
余も固もせぬ度對馬守波多國書石川八九
向正次今村彦吉勝を長と監使と云

或曰片相前正痛者なりと云と葉國志
其乃の肩輿多事一城内と巡視一燒
りをもあつと放火と云も梅倉主人何
士成と云んせり如秀頼ありありと云

進守世卷へ市正の石義の事を知り

まゝの事と云云

神君より小笠原信濃守曰大學院陳美へ山
五郎作系長施茶院と云んを父と那大捕赤
改り戦死と懐惜せし事あるの病と尋せし
外信濃守今も享年二十二歳ありと没す

本金寸後年其前小倉十五万石
と云也一六也如監を形り

安藝伯後大守福智左衛門重正則子後後
清ハ疾不度病と奈一帆と云と云も吹風
とゆす日と云んは潮今りも序中入津一真端
高丸と云んは浪と云んは浪は坂天守既も大

光鮮々々々々此を池西り秀形生害の成代也
小栗石見の曰何とて右府の滅亡を知り也真瑞
激矣一天子た上す時大將軍の自殺勿論之
滅却と稱聊越及かると言ふ則者歎服す

八日 神君より中多上野介正紙とて大坂山窪
常曲梅敷倉より大府秀形を彷彿せしこと何
いせ深き一決しあし参加し凡五十郎と記され
主信信海とて大野修理亮治長とて呼び一廩
中丹藤抄姓名と尋らる旦秀形の家代室あま
碧山由送し此後殿へは右方石を授けし由
見小姓聊も美何人かとの由と書形其人仍向

ひ廩中より大野とてしり治長は黄色の珠好
折と着し浅黄の神巻とて形も底茶とて
花よりかぬ使と十二日と記し隔て意をすを
秀形とて奈何も珠むる一母堂水引のり
もんとて再び廩中小入速見甲斐守時之
き裕と着しぬ使も珠語すも此二位をといす
一後及へ伊首と傳へしめんありあれは二位の
向へ庁桐市平肩輿も乘り茶磨山へ赴く是ハ
太周秀吉生世の時 神君は彼局を扱て常小
審首と達せしれは今以等宗向く局の子嗣嗣
武形ともは家人に列し是ハ此時局を物とす

為よ呼せしるる如と云云控へて淀殿も水邊の
籠も母子歩のしる心らも母急の肩輿二丁を
之きの首渡程元甲斐守より控へて時井伊掃
部右衛門忠勝秀頼を信濃守に渡りしに有輿
二丁よりおのれに駿馬とをせんと挨拶し尚亦掃
部右衛門忠勝對馬守を信濃守に渡りしに有輿
寸大湯折に正直急ぎの程に以上にも湯邊を
所へ母子ともに物余せしる事と見たり後頼
長今度にも母子の命を助んとて火炮二枚原陣
へ打入おのれに焼草用心のりとは見えて
火起り淀殿秀頼を始に梅苑女止滅して是は氏

の流承く所地次

右大臣正二位豊臣秀頼 享年二
十三

母堂称淀殿 享年四十歲
信大度院

浅井備前守及原長政娘

母八藏田後信秀女

大野修理元治長 八
十一

速見甲斐守時之

赤豊前守掃永 津川左近親行

氏家内膳入左左兵衛 堀對馬守

真田大助幸昌 片島十右衛門

伊度氏親也

栲原八代

中富好造

寺尾庄左衛門

古根庄左衛門十七

高橋半三郎十五

成田左衛門三信

餐場局淺井石見の政女
淀原信母

大我今局大野修程の元
母あり

赤川島長以

栲原三十三郎

中富平三郎

小室茂三郎

加茂清平左

高橋十三郎十三

乃不丸郎織田信秀女
淀原叔母

室内三局秀頼乳母享年三十九
木村長川の母也

久我女局

右京太又局

和期局伊勢國日
也富一族

玉局紀伊湯川孫局
姉也

由利局

伊藤局

正栄局淡路國元
助母あり

國局

妻元局

以上三十六人

の事々令を廣申す

或曰淺井因幡守今木源左衛門別正源左

衛門左衛門栲原守有ハ秀頼の使と云城

外ハ由利也若死と道也離散守

又曰別所親人信正も使節と云ハ也

又曰飯秀頼生害也殉と云云

或、廩中より火起るる留又奴隸武人必奔
一場の底水飛入如井伊の家臣中村内記
火炮を以て是を射殺す生虜ありて赤
頼最期の事を尋訊するも子と人々嘆
すといふ

是日卯の刻將河波等至鎮系磨山因
山より雨云へ相福く去月二十四日領國河
波を奔射すと云ふも吹風を均守進海し漸
廿七日浪州より陣し廿九日泉州田川より漢守統
色丸船地小船之々軍機於干時着漢せらる
の待候の間は浪野長晟松井より款法と戦ひ

この誤

結を事と云ふ領國記伊より揆勅與するの長晟
云と班せ、田川色も出流將起せんと浪を漢其
色ノ庶民の質子を取て池田高内少輔忠雄の家
臣館をたゝるの如く浪し、まゝ浪州由良の城を
送り、浪將を浪流將も紀州を浪流を浪流する
の若かり河州の浪軍も漸く志和するの昨昔
軍機を揚州の地を色も大坂城中より相立
待り、唐城浪將と云へ浪將押来浪下や誠を
進来ゆ一戦と云ふ事と遺言の由と云ふ
辰の刻 台江公系磨山へ波法 神君 法對
顔尾張遠江と云ふ誠為堂和泉守中多佐渡守

女及帯刀ぬ流隼人正侍在り 台姓公依道公
 井大炊頭等ハ河津ヨ唯次真因河津爲等首級
 上覧何リ哉前家の西尾久作後取仁由を場の松
 子尋之也ハ在唐ハ依列ハ働之ハ長も糟ハ負
 洲突伏首とゆ旨と述る真因ハ天より三軍
 と指揮ハ移回戦少と爲最期迄河ハ女ハ詞のと
 く働ハ働多と 河津何リハ真因及信尹と
 幸村ハ首由在リハ底何事代問セハ如由殿と
 免ハハ首と述るハ去冬女度述由と在唐ハ依
 方ハ唐度を時對面セハ由取ハ報セハハ世底と
 免ハハ首ハ何ハハ相頗る相違す目首河津何リ

信尹ハ巨女及松信ハ淫ハ對話セハむとハ天曝も
 用心ハハ在ハ遠ク産もハ何面ハ底何ハ首見
 屋之ハ由河謝ハ越前家の時ハ在ハ河津越
 前と討取ハ河津と飾とすハハ河津ハ
 と事とハハ云

牛ノ刈者ハ既ハ自殺すハ事疑ハ一旦吹ハ雲
 暮雨洪水ハ人ハ飲浴スハハ 神君傳ハ茶
 磨山ハ河ハ輿有切ハ天陰ハを産す
 事無ハハ果ハハ 河津ノハハ牧方ハ細河江ハ
 橋中ハ色ハハハハハハ車軸ハ流スハハ 台駕
 と昇ハハ者流ハハハハハハ河津ノ木村ハ相在河津ハハ

行

右記法並平治海軍とて駿馬より安を以て堀を兼
のり下を羽ゆりて一平に信を暗く星を啓す
二條のちよひてし 志河の時清土路く假城代
松平源政守定清ゆき進す百源更遅清く之
く志河の志家さ進くも病敷小入法事く河原局
打飽と秋次ゆき色恨統よりと云云 長泉
信く福次 神君の侍女兼て依見の城内
ゆきより大坂戦場の跡を見物せんとい伏
見より彼地より却く途先金地院傳長を
林道表より進く今午の刻兼鷹山
星法が輿の由告げ侍女等肩輿を旋

次時小 神君の使節齋合平次乃次天
野三郎長信来り早く伏見より二條に
入るし志河首と進す侍女名高きと上京し二
條堀川をゆく志河志家入るとす此
松平ゆき清土路に兼か假城代定清表
てこれ定清筋く志河より改め依見と入
ると信を首ふ大志河へ 神君志河の
へ信を刻と進す此時申多信成す八供
志の法事ゆき向て暴雨ゆき刀の鞘に水
入て抜兼へ早く抜て試と出拭ゆ
と教ゆと云云

九日 台徳公ハ河野由中ヨリ山次ヨリ木々水正
 奴等ニ命ジ祖申セ奉リ大坂内郭ノ門
 大玉造京揚多ヤ早ヲ柵ヲを構ヘ是セヨ
 セル実東ノ佳例セシキ凱歌セ行ルハ次軍神
 也送リ血系何レモ山ヨリ伏見ノ城ヘ飯セヨ
 秀頼ノ幕中大坂ヨリ二條ノ城ヘ飯セヨ
後伏見ノ城ニ入リ 秀頼ノ妾飯小男子ハ生何レモ
 中ヲ憐リ京極若狭守忠之ヲ母常光院
 ノ移ヘ養フ送リ是内則屋津ヨリハ信家ノ
 子トシテ也松ト稱シ去年七歳ヨリ及リ秀頼云
 也起時ヲ先院ヨリハ寡婦ト忘ルハ臣田

申シ幕門并大坂倉ヨリも支配セシ宗徳ノ子十三
 是也也徳國松ヲ秀頼ノ移シ送リ飯守ノ
 引ヘ何レモ今度屋城ノ時礼取ノ中又也
 里十歳モ之ノ小兒トシ携セヨ其ノ旨未平板倉
 子ノ觸候ナシト云云

武徳編年集成卷八十六

元和元乙卯年

五月小

十日大雨路乾 台徳公二條の城へ波河且大小
名伏見より登 美 神君へ相賜する此皆忠義
を廟へ粉骨を賜ふに天下平均なる及の由稱卷一
物ふ越前少将志並に依見の館あり去馬とあり
ぬ少く遅冬よりしき唐河の地へ上意小依へ上檀よ
且一重運作り河原の方より在せしるを弟は好む
並改ら如稚ゆ 諸君の方より評述しと百ありしを

よめてはたけは日向せり哉前少将七の統戦を
切板群ありて遠秘苑の法縁の旨は羽も切弱
初陣中生捕式人まで実に入切ありやと上意
有りしに産中始首統歴す時に末席より如平
伊藤忠昌を以て何作すと云ふ事呼りあり
神君の汝夫に候す事大勢群衆ゆ見誤りし
今度筋りしを解きし極羣の功感悦の事と
仰りし西公再志並朝臣と云て汝父中納言秀
康ありしと且忠を獨り汝父大坂の城と宗取具
切恥れ少拙んで英烈天下に執るを争はん最も
感状成授けらるゝ事と云ふ事家門たるゆ知て

を事よ及寸當家子孫の末より汝の苗裔逆心
の外は皆と謂累の御もは遠訓と云あり
思考の追は法沙法りん先を統中とて初元の家
入を初め 台極公是と云は初めとて志並入授
けられりし様亦是下御を以て果速平均は度
依之業の致中とて貞宗の根指成 台極公沙子
自是を多しなり 神君又汝父秀康年来法沙
勇名之士と振集集を以て今度天下の耳目を
驚す初めの大切を達承上尚公に臣下を哀憐
すべしと云從仰りし中多飛深と汝を秋田主馬
と云て各茶を賜馬ハ自今も云一乃石の外

に与力の士を祿を方石分を所屬すまの旨
命せしむる中多伊豆守留正を始を軍切を大小
祿次とす我亦亦臣侍

侍祿次志並形位伏見へ由館せしれ家中
宗流の族とゆへて 西君の賜りし陶器
徳指と見せしき逐て抽賞の國郡を擧
ぐる旨好れを聞て功を証し並先を
賞すへしとて位率まきもりせよと宣ひ
りり既に冬誠官まき六津任りりり玉那
増封ハ漣海へあし生候短意激烈
しく憤り甚しく相承せし罪なき長を

害し殘仁暴虐止し加へて 台江に
より元和丸矣亥の表志並りて後萩原
左近守りて越前の田中万石をまき枝伊
豫守志昌を賜り先と山崎とて且大野
五万石を中村守志並改播山三万五石を大
和守志基に授けられ丸島の城主中多丸
弾守ハ再沙家へ畝素一也並の公藤中ハ
台江にの娘右田ハ也方石分の尉料也と立
江戸ありとも子仙文ハ則古外孫也哉後
高田哉拾四石と授けられ後哉後三位中
光長とて親ハ先也冬誠志出入道一伯翁

四ノ三ノ力
ははは

八幡居二十八ヶ年にして九州西に卒去

配所の援助として貳万石
と申約光長母役あり

尾ヶ崎の末とありし池田宮内少輔忠雄讃州
大守生約正後紀州太吉淺野但馬守長歳上京一
て二條とありし神君殊に長歳之臣上田と水正
衆田大隅田子公在唐門お井在門存九三藩と在
て泉州橋井表の戦功を褒せり

庚子の亡虜筑業上陸介義孝入江夢庵の子至
水一昨日細川越中守と縁に属し功君といふ有
ち上せしり八夢庵 神君に相喝する事代評する

寛文三丙寅年主水
賜三千石為侍家人

阿波在馬助志正と云く七日の軍味方見取の刻
汝の踏歩し一切ハ援辨と謂つる汝は天正十八度
寅小田系攻の時大原賢之丞也酒白川の伏云ふ
大切と取守今殺と在ふを功也及汝の才阿波
河内十七軍の時水原家の指令伊豆の菅原の
城主の返の刻但村の戦功底野々所禰り関の
原の役も下野守忠吉ははてして時好る功君と云
ゆ天山の末より軍稀あり実系以来干戈治る
ゆゆ汝先身各あ度の軍功ハ世平是松の合戦
ゆゆ時生雁也十度二十度も勇戦と取守と云
却て是れは天正十八年石原の戦役と云ふと云

隠れ居るに身刺違て死候
筒井を助定慶を以郡山を逃止り事汚
名のし難く和州福原に於て享年二十八歳にて
自殺候

波色家傳あり曰波色内代助八世は播磨の住居
ハ氏部少輔と稱し大坂落城の時櫓より二男三男
を刺殺し乳母は嫡男を直連と名づけしと云ふと
乳母小買し白帷子を帯て逃れしと云ふも湯を
のれ湯衣あめ包の襦袢を下り櫓より落ししと云ふ
くくくのしあへ彼子を市中の石淨土に隠し並
日と歴て逃れんとしりるに冥東携り捕らるる也

責問れども波色は浪軍水谷清三忠といふ名あり美
敷し彼子ハ忠實あり給しありしと云ふ彼兒も僅
六歳ありしも勇士のふたふたを打擲して死せし
とも是の内代助の子たること云ふに依之金武或代
わすは救すべしとの由を稱し乳母則舊く波色は
到り有の浪母百姓は流石里氏等も曰
好を棄て乳母の志を感し金武を授けり
則彼小兒を乞ひ給湯を乞ふに南禅寺の僧食
と浪母くあり十八歳に及ぶの時細川越中守一
柙土佐守ありの首級の方より還俗させし心尼
前曰了心
母あり

遂に其物に流る程と稱し五百石賜りて粒
卒の取らざる父因頼助は大野治長母秀頼の命
并今の誅を女にせよの由と号し中合時と待て
とて江州まで流るる秀頼の生害の由を聞て
忽ちかゝ腹を切て死す城中に於て自殺す
祝ハ大に非やと云云

十二日東條若狭守忠高より秀頼の息女八歳が
を成見し秋元母を女田の三助と娘と
あり則天樹院尼の方にて養育ありて成長の
後尼と女鎌倉松島寺の住職ありて天
秀大和尚と稱す乳母の夫三宅若菜八郎

の時死す乳母小む大和守吉兵衛の息女八歳が
于時若松ハ
八女女子ハ

七男

大坂落城之奥州の産山川節刀賢居山川治三郎
宣時ハ権左山崎中坊に居り聞ゆりて秋元但
馬守恭助討ちて流る人逐電の流中坊を
中子式於てと扇ありて飯粒

お前貞福寺に於て筒井紀伊守慶之享年二
十の歳ありて自裁の由告ありて最初那山を
退くへこの百の首元と誅し今更是を流
とて流るを雪と難とゆへに松尾重茂の子孫
の流る

十三日 台座云二條の城へ 渡津結船の結船中川
寺法以下世間大坂へ入津 軍卒を以て各條
と進へく上京今日と 笑へく四海太平も慶す
る事と笑へ

佐林が況中義宣多勢を率へ大坂へ
赴へく少佐道中策を揚る必哉後津不
於て大坂落着きの旨を聞くと云云 尚且信
濃寄行末、路三百四拾難と云云 四百餘
と云くも、もも途申中、大坂城端へ
と云へく云云

或曰頃日伊達政宗と云く、はるる今度

は陣東海道と地と別お州中東に放
有る世所、 大津の遊獵の地と云く
兼て大岡信長と云く、は餘と云
て地心 大津に放有るの地と知るも、臣
合戦多し爰とおもふ、如是狼藉
大津へ入陳謝へき乃好、若首を以て上
覽ふ入て臣、措弱ふ、事と云く、
と怒り罵るの政宗方に難儀へ
大津へ入、是河松も、一、は、て是、の
得、由、の、と、と、種、陳、謝、也
と云云 神君微笑し、實に大岡

木調心くね母祥譜代母て世々勇烈の王
之冬陽の武士に假初申も君命をさす
事如きと仰るに政宗督首く大恩を
殊不称勇くて返く

小幡家記に當季素妻妙心寺尔長老小幡同志
とて大坂へ入し由成大野至馬好告一軍成
神君深惜をせむし渠を捕へ佐助主事成以取
せらるる一と識りお控り景憲佐助主當四月下
旬病死せし旨をゆえ元より浮屠を信し其
板倉勝重は是を告て武田信玄濃州の希后和
尚を殺し今年より齒州より病を患え翌年没

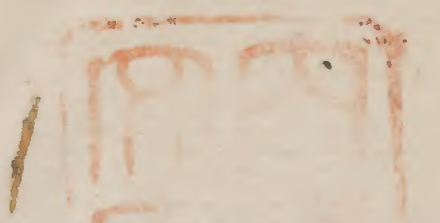
年八月
又日

織田信長に甲陽の快川國師を燒殺し其年
より百日の内は殺る既佐助主没す上是尔長
老を助るべきれと云ふ板倉は素憲の戦世に生
れを急せしめず神君の冥福を祈る志を
感し遂は尔長老佐助主を死せしむる事
を上成 神君は渠等を捕へ碓に梟首く
たし遺骸の由河渡り
十四日大出石より大坂上令の流を音く探し捕へ
六百余人の首級を秋成大坂の町目水原石見原
をに隠し居るの告り度老高虎より討手と
是の如く水原より舟御に高虎云二人を撃

て自殺し死を乞ふ首と二条の法門におい集るる伊
丹丹後守長實を次男吉三郎庚子以来
神君に仕へ今度も由緒の由りて家内落城
の時赤松右近正壽志存の格直親等の秀
頼の通臣十人作をふ上京して木下左京子妙心
寺海山和尚の舎下を住するに彼れも来り一
福とゆへ拉使を乞ふ自害すもい首各姓名を記
し執事の御事を記 神君を乞ふ聞かひ先
年石田にふりて浪客と成り族去年以来秀
頼の墓にに在り大坂へ馳集るるも是を再犯の

罪宥むへく大坂の法門に秀頼を住して忠を励
むるは是は神の職分なり何れも咎めん大坂
浪客を憎む事い秀頼を逆謀を初むるに
ありて解を聊も罪すもい何れも咎
く何れも 神君に仕へるは是は神事なり
思ひ離散は山台休庵も右捨人の内申あり
りて後にも相語すこと云

神君の御前を譜代の臣列治候に時久州西へ
中多中務太補正明庵守一松井左之助清次事
ハ援郡の読士多し由りて死を聞かして密討
法にのち中多家を退し七八年以來住所



也知^レ彼何方少^ク多^ク也^ト 仰^リ向^リ中^ニ及^テ濃^ク也^ト 謹^ん
 て二代目在^テ助^シ務^メ成^リ後^ニ自^ラ軍^使と^シ不^レ豪^ニ
 放^シめ^テ奔^リ今^日田^中筑^後等^ノ方^ニ在^リと^シ云^ハ上^ノ河^ノ
 神^君渠^ヲ為^シて^モ去^リ遠^クと^モか^ノ傍^ニ在^リと^シ云^ハ他^國不^レ
 在^リと^シ云^ハあ^らく^は正^統と^シ云^ハ約^シ合^スり^ト
 古^田織^部正^統と^シ云^ハ或^ハ嶽^ノに^も在^リと^シ云^ハ茶^道と^シ好^ム
 世^ハ不^レ鳴^リ珠^ニ 台^座と^シ云^ハの^法師^範と^シ云^ハ好^ム子^山
 城^守代^江戸^少立^正統^二男^正通^と云^ハと^シ云^ハ山^伯春^伯
 与^志俊^と海^下少^属と^シ云^ハ今^月七^日戦^死と^シ云^ハ
 と^云ふ^も父^織部^正統^狼の^心を^挟み^て産^めら^れし^と
 己^ノ宅^ニ富^居す^る連^舟作^如と^シ云^ハと^シ云^ハ秀^頼の^命

狐^ハ虎^ノノ^キ

也^と云^ハ友^友も^もと^と濃^濃津^津奥^奥と^シ云^ハ久^久也^と云^ハ正^統と^シ云^ハ正^統と^シ云^ハ
 就^ハ甥^也左^助と^シ云^ハ浪^客と^シ云^ハ列^ノ大^坂に^在り^て筑^城
 去^冬の^陣中^ニ夫^文と^シ云^ハと^シ云^ハ方^方鳴^方の^標暗^也
 城^中不^レ毎^レ且^去月^十日^旬洛^陽放^火の^標梁^も彼^也
 如^云と^シ云^ハ織^部正^統と^シ云^ハ法^師宗^依と^シ云^ハ世^に在^リに^傳
 罪^に漏^リ彼^宅三^條坊^川へ^及と^シ云^ハと^シ云^ハ虎^と云^ハと^シ云^ハ
 追^補と^シ云^ハ石^持の^後成^定家^と云^ハ筆^ノの^掛也^ト且^三山^也
 一^休南^浦春^登等^ノの^事此^を外^陶と^シ云^ハと^シ云^ハと^シ云^ハ
 也^と云^ハ正^統と^シ云^ハ官^庫と^シ云^ハ収^めと^シ云^ハ

或^日織^部正^統と^シ云^ハ珠^戲と^シ云^ハと^シ云^ハと^シ云^ハと^シ云^ハ
 問^ノ旨^何り^て誓^正滿^とと^シ云^ハと^シ云^ハと^シ云^ハ由^を書^す

とむはより板倉伊賀守を送りしもの程と
て先を討ちて伊賀守の氏急用ぬれば
伊賀及守の事や討すべしと據る隙を解
くその内は織部を刑戮すべしとていふ所
くとも詮ずるところを聞かば其心

十日長曾我部宮内少輔入道世間二條の通河
水面結せしむるを心持のこころを評曰彼父去
佐与元親も若く隙を逐く自を以て孝盡親
を庶兄津野源次郎と故に害すを積悪の
天誅を也と凡強しに殺り今日唐の大略を討
たれ六條河原母若首せし隙を外俘囚七條或人

と斬り栗田に東寺色に名をせしむ

是日新宮若狭の朝七和州二万の松松倉を
後守り番所あり山本権三清義安あり見替ぬ
池菟の時ぬ天竺まき可吉野志を捕へて
伏見へ執るは度子の亡虜場内安房守氏長長
男あり去年新宮惣燈籠の一揆を暮ら大坂
に移るを承元經と淺燈但馬守と渠を賜て
刑戮せんとむは執りしも今なきを中城河を水
氏より大坂の藁中を産しきりし志に願
行朝の罪を宥めしむ

傳へ福江の朝七兼祖若狭守氏其ハ

白川帝の勅不依て紀州年婁那の押依
 侵とけり世々熊野由臣すを後裔と水
 氏志永亨の事ハ 南帝の勅と事ハ
 正勝乃在存恒忠公の庶子の中氏経胡臣
 と心く事ありしと銀の四面由臣と據て
 位す日由世由坊内臣と稱氏真より上
 代年婁那新宮の城主堀内由房名石
 田小由一及房内男子二人あり一は馬助
 氏弘新宮若狭の
胡と改名す二は房内由房氏後三は水氏
 久四は房氏時と稱す去々氏胡氏後上
 下三百許あり及事高虎、住吉の陳所

の向と押依り勇氣凛然とて大坂に馳
 入落城して民後、坊内大和と稱し由房
 氏久、弟の中多正純と調略して城に據り
 兼中を落し、まゝの先武人も英武の譽
 とて光行胡と名堂高虎を拒き、武者在
 と授く、由房氏時、遠江冬之誠、新宮の
 臣とありと云云

十六日坊内水氏久下総臼井坊の内あり五百
 石代賜り大藁の土とあり
 十七日山川常刀、中能寺北川坊、由房を知恩
 院あり、を罪女伏して彼地中坊、允許あり人事

と謗ふ則流中坊式部中にも恩光の上中敷正
紙八山川水川を誰に歌へるやとお相成 神君
我と知てりの時何と逃そと申す人もあきふ
とあま立へしとて却て茶菓子と申すあま
正紙よりあ院又送しをばと云云

十九日 台座云二條の城へ渡り法皇親なり
神君近て渡府へ法皇向の建あり龍きまも黄
月ひまも山滞る政務の法皇法を逐るはん
と那り也申すは 神君清浄容なりと云云

二十日 佐久間大権亮侍之 初八孫 安政 從士竹田景祐と
討取首級と致し法皇建但馬守領分紀州怡土

那西へ志田左衛門佐々子と虜めし是を就し
秀頼去冬真田又賜る國使の程指并黄金文
十枚と持し幸村の妻の故大谷刑部少輔吉隆の
女也

宇治交家説小去年 神君より越前
志直子の舎弟松平伊予守忠昌へ附屬也
と申す宇治交家説は 朝末當陣も大
昌の法皇大坂より向ふは不詳物と悪て戰場
西能むしと申すは 台座云より
伊技助とて米子俵白根式百枚時度又
此今も是を賜り四五百歴て 神君より

黄金の中核時辰 且高貴を授け
彼程物を盡すて遂に相福を能く
とす

大野の仇の臣米村権左衛門六月七日の晩
倉より使節とて系白山を赴き押入此の
後日大坂の金銀財宝の巨細を尋ねる事知れ
去成り人拷問せんと罵詈時米村稽首し
て何れも敢て揚ぐ是ハ米村を百人の調え
早儀ありしと治長憐んで士人の負小入
充ハ大坂目馬職とて豊臣家の存亡を且
計し金銀財宝と心とを以て謀る事切代め

何れも他の慮とあり申違ひ申す上城方敗軍
す時ハ君臣命を預け金銀財宝を何と目
ひんや或ハ戦時時を 或ハ戦後の名義利刀ま
吾儕の家と知るへく爰と心く去年兵卒の初
より金銀財宝とんる茶のこく勿論士人存
る旨と述て敵ハさあ何れも知る事
其旨と列名とを述すに 拷問ハ何事と
やと罵し 神君並に聞せむ天晴勇
烈の士あり是と助さの旨 余何れも
浅野因幡守長治とありぬれ米村を衣
服飲食を賤し武具を剥奪し舊主

の修程をた娘と養育し身と終るまで志を
竭すこと云云

廿日 細川越中守洛外稻高山に遊出をせし長
畠式部有間初子と誅しそ首を秋次是越
中守次男たりし父と不知ぬて今度筑城に
法家人友之政の士此旨金三郎を後政金斤桐市
正組小林を唐元長と誘引して伏見より二條
へ赴く連大佛の市店に大野及大々餅を食し
石より知と攝取て是を秋次列して清感ありて
是れ雅系に大炊取より書呈し大々
刀と金三郎又と強指と大々米と福也

廿二日 秀頼の初良國松丸虜とて家柳當七日
落城の期より及んで先説より増進し日暮煙
并小者より田中六右衛門源國松丸を獲て烟の中
より遁去る河州牧方の青木雅系助り藪所より
松丸桐友政の妹と見出たるに追及し研屋寡
婦ハ妻木と見取せし十三歳の稚子ハ青山
伯耆守より捕國松丸ハ加州の子と見取依人ハ性
の良し後痛せしむ材木隆太郎と南方ハ松丸知
彼小者より山より方めて國松丸の子と相認り此
日忠俊より云上り依り板倉伊賀守より色く
尋来の年歌おををりて彼依人の材木隆也

り國松丸を獲へて西へ逃れ板倉先達にて若州
の研屋にも小童の如く依り市中に立寄り
則ち松丸を捕りてむら松原母を清法せしむ
ハシる小松丸の身は決定候

廿五日 台江云二條城へ渡り清法家より今度大坂
西へ討捕首帳と進状寸を負取を方四子百
三十餘級也内 兩云少旗本へ傳士の坊首級二
百九十六と云云清法組の切名階位も御て神文と
盟を以て依估具負あり一隊切西政め紅守と
の首老位より是と今度中一越前の長臣が伊
豆守富正と水堀日向を討決ありし大坂の城の

一巻宗へ越前守とせしむ日向の二巻も少旗と進
むと決定候

是日 秀秋の如息國松丸六條河原に誅せしむ
送骸と云ふ折立寺の塔中福正院を送り海
世院雲山智西と号し依り田中六條河原若州
より来り京尹少許へ殉死候國松丸と卷有せ
し寡婦花小童を研屋材木屋へ皆免許せしむ
廿四日 大坂の城中倉庫の跡を焼たし金銀を
改むるの由後及在之節も命せしむ

廿七日 館林の城主榊原を以て康徳日東風毒種
と意を以てし押して傳へ鞍馬の壑控母依り

有徳を以ていさよひをたもつ後世を授け

池田氏親が利隆ハ 神君の古外孫なり其輝
改前妻中川氏の産りて去年神崎川を渉りて
其身を以て猪志能を先をせしに刻に野田福徳
の位中も志能を救ふ事先軍進城和泉昌
茂の亦好りとしも世に秀於に内意するもの言記
云々
神君と評疑なり利隆の家強ん免
利隆伴大膳と云く毫厘も志能の志は全く
城昌茂の押止る旨と陣謝り 神君家系中法
志在りし伴り述ぶ事とやせしめし渠ハ厨養の奉
り登庸せし騎士を以り忠政を執る莫大に

委曲に披きし評疑心長く散るハ藤中より 此評の
里に利隆の志能非ざるの詳由関後を懐む
と評疑なりハ本多左波と難方 上意あり
退きし利隆告す云々大膳御首と云
る評疑を揚ぐ曰以後を懐めし評疑ハ利隆の
得りし好むこと先達を志と存すれも法目有
振拒れ軍功を賜ふ先為運ぶ物と云無後
も懐むこと道更ふ事と云中多し向て述ぶ事容
息志能の代と云豪氣凛たり 神君家系
大由和志と云既に利隆の得る事汝の相決
更に疑しと述ぶ事と云の旨 仰りて大膳

那首く退く正信下大権人傑を甚歎す
云云

把後の國主加友忠廣隆正加稚四元氣加友原代
外舅玉目丹波大坂城内之志を専ら兼て大和二
艘用意し八寅名陣を以て之を糧米と秀頼
へ贈り加忠廣敢て是を知り以て秀頼乳母子許友
采女と把後へ下り調略し把後より密に横江
清四郎と大坂城に使者を以て此事を告ぐ
今年把後の志目丹波信四郎の所居之期比奈津六
正重立國し乃ち加友原代の中多老助の旨謀を
以て忠廣大坂へ奈船せし然るの城を以て叛逆せ

んと今もその西郡の所傳ゆに忠廣の臣久我
持房を招き明津家久大坂へ赴く為ふ此帆の後
忠廣把後と奈津と親と存しか友原代作必違意
と起るべきの間謀を以て然る事ありとす
何れも其原作を以て把後城の東部の城を移す
之書ありと然る事ありとす川内郡の中を以て
原代を難波に八原六と名し忠廣の繼母水原忠
と携へ中々に移し原代を以て國所を以て城代を
他人に命ずし原代異源より及して正之渠とす
又すその旨を述原持房先を以て原代を関
原の城に移し之書ありと然る事ありとす國中正之の治

達の令より恐惶し、是くを首と背くを許さず、是之
正重翌年直義を以て肥後を以て中への非常を
礼す

東武実録より曰く元和四戊午八月忠廣の臣加茂右
馬允下川又左衛門並川志摩本末後等史志林年人加
茂右衛門加茂平六衛門中村右監部加茂伊豆久我持
左衛門保梁等、加茂茂成の子丹波加茂素林申
川周防和由申右月丹波の罪を訴ふ依之七日
八月日酒井雅樂頭亮一執事奉行の族日河倍
四郎又平右衛門源一右衛門一是と合議一
委細を入 直覺同十。武城は、忠廣の臣甲

し、両方三十武人と、市前より対決せしむる、諸臣
閑針永吉訴候一色と讀終る毎に甲乙誦揚す
事数回甲方加茂右馬允等曰く右月丹波新たな
大船を造り初八運送す月と、是とも、直知再年云
船と、是亦船の助力せん、大坂より丹波来女と
肥後下し、同意寸且横江清四郎大坂に参り、飯國一
て、大坂の軍、あつたを失ひ、京伏せん、中黄城せし
於此上、あつたの七し、事遠く、人、あつた、丹
波方に依り、中伊、是を生す、と、十時、あつた、人、伊
と、何し、信、同寸、丹波父子、及、意、重、河、倍、四、郎、五、郎
の、先、遣、て、云、上、す、ふ、遠、の、依、之、加、藤、右、馬、允、子、丹、波

由決一曰古横江流四即揚中揚助回作更之人
とる斬罪を奈加友原作方留あり一死流加友未
る元之黨を以て海國務を治すも旨 命有り
忠厚ハ切推めく科ありありとて一官免しむ
此後ハ山田十右吏重利渡名國書宗瑞とて
之家五便彼國由あり為元之黨を以て死罪
と呈し上意を應へしこと一皇賊臣と死刑流
罪せむへしと云ふ。

武徳編年集成卷八十六終

武徳編年集成卷八十七

元和元乙卯年

六月六

二日 安友對馬守重信花邊友重三郎光次大坂城
中倉庫の焼跡を移し精金を方八千六十枚白銀
貳万四千枚を改めけり 神君ハ執事
四日 台社公咳病の法沙法を依て祐医群集次
五日 鴻津法興寺家久此間倉庫の津母忌松す
の今二条へ去り美し白銀五十枚并後五十卷
神君ハ執事天下混りし事と成す

此ハ一のま

七日 台徳公河病怙経と云云 浄使りて古井
大炊利清二條の城に赴くと云云
八日 以城の留守最上澄河を前親の羽書おま
りて去り親日武揚大地を衣と云云 松平上総守の
檜州象山より石を擲り大坂の城をとり十五石
を擲り給
十日 洛外木幡寺にて古田城部正室然或は生害控使
八多石土佐守成次内蔵左衛門政重を直然遠敷と
大徳寺玉林庵に収む
十四日 浅野紀伊守儀方の熊野倉一揆の張介と
虜め給

十五日 神君河原 内儀等の士 白銀千両綿貳百把河
進然之 女河へ回る百両把と上せられ長橋
の局へ白銀二百両綿貳拾把を賜り同日河原系
仙洞女院へ白銀五百両綿百把宛と然り給
十六日 洛陽多郡山豊國神祠に大坂の旗護宗
廟を是と弁破せりてさかたし申多河原守お向ふ
の御神号と聲しを其所と方度寺大佛の傍
に葬り社塔を以自然に退却と待て可なり
堂上の智匠且川臨方の居職判を撰すとの旨
御旨あり
十九日 丑辰洛外洛内正次去月七日の病治りて

遂に奔走す父後在唐(定次)庚子伏見の城日我
死次誠(二)代の忠死憐む(一)と云云

廿日 台津云二條の城(波津)の所に 神君
より古田城(延平)石持(竹)機田(繁)といふ名物の
陶器を授けし事

廿一日 台津云二條の城(波津)池田(富内)補忠
雄(四)時(三)洪(二)女(一)を授け先(後)信(徳)忠(徳)能(徳)道(徳)路(徳)

て備(有)二國(二十)分(一)石(余)を(五)ノ(忠)権(今)ま(て)

中(後)不(存)在(給)分(一)一(備)中(流)且(那)の(月)三(万)

石(石)を(授)け(し)事(を)身(石)子(代)輝(法)監(石)へ(播)妙(完)

梁(那)任(用)形(め)て(六)万(一)石(石)同(石)松(輝)貞(信)太(夫)一(志)

穂(那)ま(て)三(万)石(石)同(石)七(石)輝(与)後(任)任(佐)月(那)

流(建)め(て)武(万)石(石)を(授)け(し)事(を)母(宮)馬(院)の(厨)料(給)事(也)

廿九日 太(閤)秀(吉)大(友)字(宗)麟(一)就(せ)短(刀)兼(研)

友(四)郎(吉)光(長)一(尺)九(寸)め(り)武(祿)骨(食)大(坂)流(城)の

後(河)女(の)民(を)授(け)中(河)流(又)三(石)輝(め)事(也)

し(を)本(河)流(を)買(立)て(留)め(し)事(也)神(君)是(指)指(る)事(也)

則(又)三(石)輝(め)事(也)台(津)云(其)金(銀)百(百)石

破るといふ毎朝の若刀も決定すといふ
是日福嶋掃部政正が去年以来州の惣居
次平日不行跡といふも兄在藩の事又少暇せし
寛宥の地少治事及不始を恐るを免せしむ和
州宮田六万石の知行収む

小幡島を米系憲事元年 台往公を根三より
難後しく沙家と離散の事今秋大坂間
者とのりといふ 神君の恩免とあり 台往
再の渠と海軍入日列せしむ統も神祇及子及
閏六月小

三日佐前の所庸小豆嶋ハ能陽長崎の海上陸反

の要地也長崎を坂津の改新長谷川九三親友
廣を支配すといふ旨 今あり

津州船紅伊浦を以津守國主淺野但馬守
所使といふも船中ハ砂糖多し此事
台往小連すも知移まらるる次第者買と許す
いといふ

飛騨國主金本いさをも可重享年め十八歳に
して卒去次初名長谷長親と稱し 容貞の養向
といふ法中を以て毛をいふ家督とす

四日姫河原の波を至鎮の去冬の勤切と賞し
岸池田忠雄の舊紙送附一因と 台往あり

加_レ_レ則_レ至_レ鎮_二條_一の城_ニ定_ル御_レ謝_ス云_レ云_レ
神君世_ニ出_ル身_ヲ敵_ニを_レ相_シ志_ヲを_レ成_ルと_レ心_シ幕
府_ニを_レ恩_ヲ賜_フ云_レ云_レ 沙_レ泥_ヲを_レ象_トむ_ル
中_ニ多_ク也_云志_ヲ朝_ニ去_リ月_ニ七_日戦_ニ死_ス実_ニ子_ニあり_ト。
頃_ニ日_ニを_レ道_ニ行_キ下_ニ居_ル少_ク多_クの城_ニ之_ヲ右_ニを_レ甥_ト甲_斐
守_ニ政_ヲ能_ク也_云右_ニ於_テ娘_トを_レ妻_トす_一と_云云_レ云_レ
六_日 台_ニ往_ク云_レ南_ニ福_ノ寺_ノの_僧中_ニ金_地院_ニ入_リ波_河を_レ未_レ
寺_ノ河_州矢_尾の_真記_寺へ_寺住_トを_レ寄_付せ_ル未_レの
刻_ニ依_ル也_一還_リ河_ニ
七_日大_坂を_レ見_ル品_ノの時_櫻り_又迹_ヲを_レ族_ニ成_ル也_云云_レ
と 台_ニ往_ク 何_カ云_レ云_レ。

台_ニ往_ク云_レ飛_鳥名_ヲ并_テ雅_庸之_父子_淵濁_也上_ニ在_リ也_云云_レ
九_日尾_法也_也之_日暑_ト中_ニ昨_日何_カり<sub>不_レ方_ノ由_成
此_年人<sub>正_ニ西_ニ成_リ夜_法中_ニ上_ニ 神_君之_氣湯_を
用_レ了_ト 河_從也_{依_ル法_印調_合一}後_用河_日の
此_即知_河り_と云_レ云_レ
金_地院_傳長_也也_也於_レ文_粹也<sub>然_レ以_レ但_一首_卷関
如_と云_レ云_レ
鳩_津陸_奥也<sub>家_久炮_茶袋_并唐_竹の_火繩_也
敵_以行_{相_ニ格_ニ也}真_隆也_{伽_羅也}持_ク
信_州松_平山_系始_也銀_と松_と也_也依_レ之_{松_平}
右_清也_{大_吏正_信伊_丹也_之助_康清_也 是_を持_ル}</sub></sub></sub></sub>

一七 鑿きしむ〜と云云

織田有楽と相得する如大坂落城の時右相文琳
有衝陶器多々給失は是と尋らるるありあり
之形を問せあり

古田織部正系然と嗜して大津寺を全国仰
と交と深〜是と蒙む彼財物収公せしむ時
殿の事管多〜推是 神君去座と嘲〜

國師号法旨有在是
松浦法印撰信遺物と〜一刀一擲白浪二千文と
然は〜と云云

十日 由多房儀与田甲斐与を推し是城〜河

苗也雲与比式城甲斐与を推し是城〜河
謝すと云云

十日 台往云より青山伯智与忠僕城控使と
〜と成んよ推し青山見法長と死とあり元ハ
後徳三則。部下尾州の王祖父江守在藩〜定統

入法亦と稱し〜如庚子以来法家人も列せらる時
小姓右と改む〜と云云 還俗す是今度大坂城中
〜と云云 内意す〜と云云

十二日 青山石見珠と家より今日 神君へ伊丹
康備と云云
伊使義溝口外記常吉并嫡子共藩門左恒二男

新代後政市 政易等其の南邦信濃と利生
見少姓より勅仕せし南邦久保門より士とを以て
右の南邦久保門を料と記し逐電し洛陽由勢辰
するの南邦の討を以て其の既より上京の久保色
と立るゆへに久保の池下りて未だ形も属す洛陽
て八代人のきと施着とぬすも新法たすゆへに方
ゆへに久保門の内へ溝口外記の芳信と文とを以て
外記不告るしは是より為す外記は人となり南邦利
立の家人疑ありこのうの書付と板倉伊賀守方
へは久保の姓と久保門の新代人の免許とを以て
京より世も又奥の久保門の勇烈の林のうも

新の保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒
きし久保の保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒
門とて久保の保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒
此事信濃守承知たつは余し知人縁と以て拒
ゆへに大坂詣りて久保門丹波を奔り又勢物と書き
日向守を南邦政とるゆへに南邦の保長等傳聞たつは
神君則久保門とて由直信濃守ゆへに久保門の保長等
渠と大衆しは亦たの保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒
と訴望すゆへに保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒
右保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒
切と賞し先達と 神君ゆへに保長等傳聞たつは余し知人縁と以て拒

弘利を飛上し及不依之を縁と放家間世上
渠と刑戮すうらま旨利を命せざる也則是
と信書し平収斯や 神君より黄金百枚と九
つと五枚送せしれ終る紀妙は現れし海外記
ハ家の色之を唐の流人由多るを之を得るのれ程
き為運あふ別は前海口の持の渡是を馬喰
買取て秀形へ賣らる世に運あし元より渠ハ
太閤秀吉の目匠たりしを以て身之疑とあり食
邑式子石没収せし終嫡子其唐の常恒ハ 台徳云
入事はし今度も軍功ありし三百石因賞を列せり
し父の得る運せしれ改易も及ぬり是人ハ小野忠

明父子は一刀流の利程と信書しを二區與とありむ
遂に八百石より七百石と賜りし程は後とあり後年
斂術と大猷との 上覧は病ありて云去 また唐の流人の
百予を教りたり
祖父の才に 宿名一平 二男新形も斂術不熟し先ハ 台徳の
時勢大刀寸後 徳陽君よはて市右衛門と改
十四日 神君伊達と謀りし此日山科侍従之儀
のり沙汰せし是時と着し此の譜代の臣近江の
族永福と稱しぬ
十六日 台徳云二條の城へ 渡河則 神君伊達
顔の上式有古実の書代 台徳云一河役と云
云今度の抽賞とて井伊掃部頭は四屋とに

叙一侍従女御

十七日 冷泉前中納言為海江大比叡歌合冊と就す
是日 伏見の裏申西之苗月七日天王寺表ぬ於
て見立の族を人々呼びし 金沢と凝り白根原
左門藏直前田十三郎ハ橋場女住詞と色し
掌の洗人とぬてを族留り披き怯弱の汚名を
のん水野真人正志清高山伯耆守忠俊軍切
あ暮り 沖前に於てと云く皆く軍の守 後却し恩
賞と多し
菅原直成定官も自誓の詞色して通氣色と高直
青山右衛門組中納言七郎正成ハ大久保四郎備前忠
成鳥と入るを見し西女も續くとし下大久保ハ氣

中根成續て系入たりの旨互に切を譲り今村信
四郎正長も右同組ぬて馬と入之友の切右等委
細を乞と礼う家

台徳公の姫君交本ハ奈卯秀頼の公原中と
て入輿の時附着ゆりし江原右衛門又秀頼の方
より簾中へ所屬の渡邊道直後与りたに因許を
ぬしは家人とす家渡邊ハ二位の局と申ぬて初速水
た多珠と稱し志あり 不知三女名
女子多し
高直院の様子木下左京秀規 肥後守家
定次男 も免許
とぬて追へ取領とあり
頃日 徳右左衛門とぬてぬ我切と礼しハ多知雲と

と後最初は好水の中、監軍須賀持津と清政
と段易と中多組の清聖采女山長次と秋
田城介実季對瑞の上、劇争あ及んと、次時、松
下石見与長徳を中と隔て、是を静む。中多
雲守討死ゆ、之を見美濃多と、之を家臣の切と
し、小原主馬并大系久保田柳田山切、其感
状を、之に旗中浪人柳系加多房も、同列たりと
し、邪蘊家に、瑞り程、之に、津去、又、飯と去
年改易せし、之に、伊予感状の抄法、及、其、後、
家中、有、切の士と、撰へ、之、感状と、之、家
若干と、云云

或曰、林原迄、以、康勝、五月下旬、由、死、其、位、之、家
臣、村上、原、田、中、根、伊、友、と、之、之、六、の、軍、小、康、勝、若
田、之、於、木、村、至、討、と、雖、推、と、決、す、後、ま、之、屋、を
井、伊、之、先、將、敵、を、我、於、木、村、長、門、等、と、合、戦
刻、と、之、原、也、小、康、勝、是、を、救、は、る、事、と、合、戦
し、之、の、由、又、其、軍、は、旗、お、り、所、属、た、り、也、如
何、也、し、し、柳、原、家、と、離、れ、飯、系、の、志、何、り、と、先
達、也、も、康、勝、妾、後、の、子、平、十、郎、の、事、と、隠、し、今
亦、詞、を、巧、ま、り、木、村、長、門、等、と、井、伊、家、迫、合、は、柳
原、組、井、伊、家、と、救、へ、る、時、節、あ、ら、二、の、味、の、由
と、掲、げ、ん、と、す、も、其、康、勝、と、監、軍、為、因、能、也、と、信

吉野に別してをたすくは依りて七りよ、老臣志
く康勝と友田の相知を待たねばの族を憤り
と奔り脱戦し康勝の元を伊友志を討死
次同家内と始め粉骨と揚り、自らと云ふは
行く信吉と云くを事と聞かば、友田曰遠く
返り弱年おれも康勝のまへに死ねばと云
井伊家と救ひ戦と云く守り知信吉馬と馳
前合へ今指く悔い敵の卦を依りて後途の勝軍と
云く、この旨を相ふ利害を説て闘と云くを
きり、聞かば木村を敗れ、康勝の志を云く
し、むふも是れ是れ、信吉の軍路未だ進出せり

康勝の罪より、友田が毎に此水井を後、
く此卦の上より、神君の神前山に、友
田と神原の元臣等討決よ、及り、于時、神君ハ
遠江守勇河り、志を励まんとする事ハ、勿論カ
り、汝英武の譽り、戦ひ、軍監とす、必岩田
の一戦、後康勝と、て、まを、決死、以、戦、述、一
と、何、の、信、吉、謹、て、曰、友、堂、と、長、曾、我、能、戦、決
す、刻、掃、形、取、る、木、村、長、門、守、討、死、敵、二、の、味
友、を、代、り、長、曾、我、能、勇、氣、撓、を、敗、れ、井、伊
家の軍云木村、朋勢と追撃す、最初より、敵陣
の後、由、伏、云、と、並、り、森、り、り、六、つ、定、味、方、を、傷

引北是成討へき謀の處へ 西大君の播磨と
 忠道是より大坂城より是の如き一七我々款既
 其利と失へき踏極へ引入成其も二の味の使るき
 其後後の志も必定伏を設めと見深くてを
 時康清並お徳の軍を以て是を挫んと後度の
 情を合んて井伊家と救はれりしは後より必最初
 長門守宮内少輔入道。此を信る二三の形持等其
 令め遣ひし心も乃取寺表へは後くそ夫尾若江
 の方へ向ふりしと云ふ志ありし信者も其すも如粗語
 して是を直りすやと詳く演説せり今日ハ法
 裁許なく追ふれりせりといふと 入寺し其世以

後ハ此論義も有りし信者然れども是を若くは擧げ
 病病を生次を有して、尚更を後を有りし信
 州病病の温泉へ入湯せんと云はるる暇を乞へ年内
 ハ普光寺ふり暫く富倉すと云ふ 或ハ富田と柳原家臣對
 決ハ後府母村と富倉自
いともしり夏目
 舎人助定吉の記又
 十八日井伊掃部頭忠孝の五年軍功の抽當し
 して江州長濱近邊に石を増封しりて印章を
 賜り且上級新作の刀代授けり

知行目録

- 一 二万二千六百四十石俵 近江の事 坂田郡内
- 一 一万三千九百七十二石俵 淺井郡内

- 一 三子三百九十石余 日 伊香那内
- 一 五子六百六石余 日 志智那内
- 一 四子二百九十石余 日 神湯那内

於合五万石

六今度於大坂表五月六日合戦扇軍切指
粉骨依之宛所託全可託知志也仍存

萬長二十年閏六月 家康

井伊侍従殿

十九日難波城切の抽賞とて裁前少将之河与源
忠直に加賀少将紀元与菅原利常仙臺少将諸奥
与友系改宗者冬織也但所成堂和泉等之虎之

從四位下に叙し高木貞宗の権劔と玉の来色又
万石を加恩せしむ事案とすべし

知行目録

伊勢國

- 一 二万四石三百九十六石余 日 鏡康那内
- 一 一万八石六百八十二石余 日 西郷那内
- 一 八百四十七石余 日 三重那内
- 一 六百四十七石余 日 志那那内

於合六万石 但少物也

今度於大坂六月六日合戦扇軍功を粉
骨依之宛所託全可託知志也仍存

萬長二十年閏六月 伊藤 清朱印

友堂和泉書後

是日中多老次郎忠利伊勢戸田左門氏次采女小笠

原大學忠真大あ及成邦長伊勢長父中多老及西府

神尾あま一位池田治長幸中且越前

の元老中多丹下成重加賀の若老横山山城長

知中多あ及政重若尾五位下叙次

廿日 略須賀河波入乃善左衛門上系二條山城

台庄より愚息河波守と撰入流路國と増討せり

予と洋謝す

廿一日 台庄公河上系施茶院宅中へ給向是を

然以則英金百枚是後一紙を撰り正刻河車

あて河車内白銀を方両進然回二紙叙綿三百

把也 女侍一紙せり昔は侍従若狭河車叙也後尾

張遠江越前の之白仙臺久之祓井伊侍従若堂

和泉守酒井左衛門尉家次あ及討馬守喜山伯督

守中多あ及藤守松平五郎守戸田左門氏次酒井

雅樂頭土井大炊頭内及若狭守清次井上主計

及山就中多あ及羽守山内大隅守忠純酒井讚

波守忠勝喜山太兵衛少輔幸成神尾刑部少輔守

世庵守守午の刻 院少也也也白銀三子

兩綿あ百把と河を然并 女院へ河二子あ二百把

とをせり

廿二日 両傳 卷二條の城に於て 殿首を述べ
時ふ弟の書寫せしむる友の中於文粹を
禁裏へ持到り世首老關如たりと林道長
中ふりて存留を執り 沙威の儀と云ふ津津
奥馬家久と勅ゆへを父の庫内入る維新上京
の事免許の儀礼とて 友者隆子十老を執り
行桐市正遠物とて力振指し系番とて子息を
与ふ彼是を持り且家傳の儀礼とて 白銀
三百兩を執り
廿三日 定家公筆古今和歌集借抄御娘筆同如
哥集也伊達政宗 上覧に御ふ是を六泉宮傳

之見せり且日野唯心とて六二兩 津首を述べ
は秋の夜旨政宗是を能くしとて 豊後の既弄
とすまきの由ゆへ是を返し給ふ
織田上儀介信兼信長勢陽敷那の封境を考る
より先年没収せしむ僅江州二万石を領し
比年 神君より是を賜し丹波柏原三万六千石
と給りしを長男民部少輔信重も別して勢州
ぬきを方石とて思得少浴すり此彼民部少輔信
在不孝の父を大味信兼末期ありんて法武
と次男辰之助信則後位刑部大輔とて徳めん由と法武
有りし。彼彼後民部少輔あり許状と呈し一族分

於在京元政壽長野内就元由櫻て是と然次
神君命於長野日 今何りて去る大氣の清快儘
於る上信を何とて福すも彼道行ハ勿論辰助
由ゆりも何とと云云 信をよみ民記
大捕の家形也す
廿五日福徳稀於取、収収の地和州宇田城の破
却旨小場を以て改一中仍左近時格也 今せざる
廿六日森連川在る清源頼氏上洛してせま
大刀馬代と然し相福して還く時 神君席を立
せり見送る也

廿七日二條の美申ふ森樂何り万葉樂延秋奈
凌王奈曾利太平樂拍符散節板頭還城示

何り堂上の法家は天竺石以下是を見せしと云云
廿八日増上寺親智國師の系茂に安守しきゆ
相福の心老坂小刑部を也、多助筆を放符す
神君必武門の法令も口入の毎も由と流る也
廿九日古田織部正の系法原木村宗直と車の上
へ生簾にて 浴巾の大浴と巨し中栗田の如く
簾を巻くも是は中陣前法陽を放火せしめん
と法中入あり信長公執せしれ一系三條の本能寺ハ
秀吉の時他ふに移りて此柳水町に在る別墅
何りて先達て彼宗在ふ投く今度もは収也 即吳
系宗宗右馬彼
地を何り位候

三宅越後守康利小勢州龜山の城を方石と物と
彼田領三州奉母七子石渡寺に流るる流るる流るる
父忠右衛門守藤
も尾州の位

七月六

朔日 武家五族 湯食魚のたの二條の城に
於て 橋樂河りも 普祖さ妙ら 橋鶴百弟自法
居士 祝云と云云

初日 幸若大夫 義門の舞 上座河り

六日 大坂天守東山の櫓焼跡を金の金香煙
香若堂及黄金四十三枚 佛流金教指板を以て松
平の編者是を秋の知是流及の既悉れり伏

見く 物性相河りも 約命河りも 則依見へ持
く 如重くも 福智あむら

七日 林道春は 伊世自來 建武の式目も 唯
武家の制令と著く 中多正統 侯伯 瑞王も 是と
願 瑞王

武家法後

一文武を馬之道可如 嗜事

在文武古法不可不為 備矣 馬
是武家之要 拒や 是云 為 凶 慈 不 為 己 用
之 治 不可 忘 礼 何 也 扇 渡 練 守

一 可制 解 款 供 遊 事

令條不載處別也殊重疏好也業情變乞
以國之基也

一 省法度軍不之隱在於國之事

法先禮節之重也必法破理以理不破法肯
法之難也科不粒粟

一 國之大小在兼治給人者如士卒有殺逆殺
害人之告不速之追也

夫挾野心不為復也必以利怨他人
許致置且免容乎

一 自今以後與人不可交也他處之君子
凡因事之風俗是矣也或以自愛之容乎

告他國或以他處之害予者自是倭媚
之為也

一 諸國后城陸白修補必之云上況新城之構
美官令修也

城之自難也之害也設學大社之也
於隣也在新修德德黨者有之設云上事

一 人皆不黨亦不事也其或以取君父九
遠于隣里不事例何在新法乎

一 新不可締婚姻也
夫婚合也陰陽和同之道也而容易
睽曰匪冠婚媾志將通冠則夫時挑夫

曰男女以正婚姻以時國之輕氏也以嫁
必違是奸謀之基也

一 法大石系勅作法之事

續日本紀制曰不取公事恐不取集已族
亦裡其歸以上不得集外之統則石の引
卒多携百石石下九石石以上石の已九
騎十石石以上石の已九蓋公役之時
の禮之分取事

一 衣裳之品石の混雜事

君臣上下の格別白綾白糸袖紫袴紫
裏袴並袴の少袖並序先流摺石の已九

系用近代高尾法卒流階級等之飾
後非古法甚割等

一 雜人悉石の系輿事

古來係石の人を悉く先家系石の已九以
後系家系石の已九近來及家系法卒系輿
識塗及石の已九柱向後石の國夫石の已九上門
歴石の已九不及石の已九先石の已九先石の已九
後石の已九道或石の已九上人或病人等法先石の已九
下系家系法卒法令系輿石の已九先石の已九
越度也但云家系法並法石の已九先石の已九非
制也

一 諸國法待の用儉約也

富者亦誇合身者恥不及俗之凋弊之無甚於
世而令裁制也

一 國主の撰政務之悉用事

凡治事之道立於人必其切也貴討必愛

國者若人則至其汰殷至無善人則之國

必亡是也維之明戒也

右可也此有之也

慶長二十一年丁卯七月日



武佐編年集成卷八十七終

